

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会  
定 款

平成 20 年 12 月 25 日 作 成

平成 21 年 5 月 26 日 一部改定

平成 24 年 5 月 18 日 一部改定

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本トンネル専門工事業協会と称し、「トンネル専門協」と略称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の議決により、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、建設事業のトンネル工事についての施工管理、技能・技術力向上、雇用労務管理並びに企業経営管理に関する調査及び研究開発と、これらの合理化、近代化及び啓発普及を図るとともに、建設工事の施工に係わる作業環境改善、安全衛生、公害防止、環境保全に努め、技術と経営に優れた企業を目指し、もって社会公共の経済と福祉に寄与することを目的とし、この目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) トンネル工事に関する施工管理技術の向上のための調査研究事業
- (2) トンネル工事に関する生産システム合理化及び技術者・技能者の確保育成事業
- (3) 登録トンネル基幹技能者に係わる講習事務及び講習事業
- (4) トンネル工事に関する生産システム合理化、労働安全衛生及び建設公害防止のための調査研究等の事業
- (5) トンネル工事業構造改善計画の策定及び構造改善の推進のための事業
- (6) 会員企業の経営基盤確立のための調査研究及び啓発普及事業
- (7) トンネル工事に関する各種情報、資料の収集及び啓発普及事業

- (8) 会員企業の経営機能並びに共通業務の共同化、協業化等による効率化の推進
- (9) 説明会、研究会、講習会、教育研修等の開催による資質の向上
- (10) トンネル工事に関するイメージアップのための広報活動
- (11) トンネル工事に関する行政施策推進のための協力及び普及活動
- (12) 前各号の事業に係わる成果物の頒布
- (13) その他会員への情報提供のための出版物及び資料等の販売
- (14) その他本会の目的を達成のために必要な一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 普通会員 当法人の目的に賛同して入会した団体であって、トンネル工事の施工を行うもの、土木工事の施工に関する各種機械・資材を取り扱うもの又は前記各工事の現場の用度品・事務機器の販売、サービス業務を行うもの
- (2) 名誉会員 学識経験者であって当法人の目的に賛同する個人又は当法人に功労のあった者で社員総会の議決をもって推薦された個人もしくは団体

2 普通会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・一般財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 当法人の会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の定める手続きによる承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の入会申込みをした者が次の各号のいずれかの基準を満たすときは、その入会を承認しなければならない。

(1) トンネル工事を業とする団体で、5年以上の営業経験を有し、その営業実績につき理事会の定める基準に合致し、かつ、会員2団体の推薦があるもの

(2) 土木工事の施工に関する各種機械・資材を取り扱う団体又はトンネル・土木各工事の現場の用度品・事務機器の販売、サービス業務を行う団体で、会員であるトンネル工事業者2団体の推薦があるもの

3 前項の規定により入会の承認をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、入会申込者にその旨を通知する。入会を拒否したときは、直ちにその旨を通知する。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 会費を6箇月以上滞納したとき

(3) 総会員の同意があるとき

(4) 会員が死亡又は解散したとき

(5) 第9条の規定により除名されたとき

(退会)

第8条 会員は、いつでも会長に届け出て退会することができる。

(除名)

第9条 会員が当法人の名誉を毀損し又はこの定款に違反する行為をしたときは、第16条第2項に規定する社員総会の特別決議により除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の1週間前ま

でに当該会員に通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、当該会員に対しその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第10条 普通会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。

(構成)

第12条 社員総会は、普通会員及び名誉会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、会員1名又は1団体につき1個とする。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項並びに一般社団・一般財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議することができる。

(1) 会員の除名

(2) 役員を選任及び解任並びに理事の任期の短縮

(3) 役員報酬等の額及びその支給基準

(4) 第27条第1項の規定に基づき責任の一部免除を受けた役員に対する当該理事会の決議後における法務省令に基づく財産上の利益の支給

- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 解散及び継続
- (8) 合併契約の承認
- (9) 第47条第2項に規定する残余財産の帰属の決定
- (10) 役員が社員総会に提出又は提供した資料を調査する者の選任
- (11) 会員による招集の請求により招集された社員総会における当法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (12) 入会金及び会費の額
- (13) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (14) 事業報告、計算書類及び財産目録の承認

2 社員総会は、前項第10号又は第11号に掲げた事項を決議する場合を除き、あらかじめ当該社員総会の目的とされた事項以外の事項については、決議をすることができない。

(招集)

第14条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

2 社員総会を招集する場合には、理事会の決議により次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項（一般社団・一般財団法人法施行規則第4条第3号に規定する事項のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）

(3) 社員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨並びに法務省令の定めるところにより交付する社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限

(4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

3 会長は、社員総会の日1週間前までに、会員に対し、前項各号に掲げる事項（ただし、次項に基づき社員総会参考書類を添付する場合において同書類に記載されている事項は除く。）を記載した書面により、招集通知を発しなければならない。ただし、書面投票を認める場合は2週間前までに発するものとする。

4 社員総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができることとする場合、前項の通知には一般社団・一般財団法人第41条第1項に規定する次の書面を添付しなければならない。

(1) 社員総会参考書類

(2) 議決権行使書面

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 次に掲げる事項の決議は、総会員の半数以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部譲渡
- (5) 解散及び継続
- (6) 合併契約の承認

(議決権の代理行使)

第17条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を行使させることができる。この場合においては、第16条の規定の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使することができるとされた場合における議決権行使は、第14条第4項第2号の議決権行使書面を当法人に提出して行う。この場合においては、当該議決権の数を第16条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第19条 理事又は会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、一般社団・一般財団法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

## 第4章 役員

(役員の種類及び員数)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、25名以下を業務執行理事とする。
  - 3 代表理事を会長とし、業務執行理事のうち複数名を副会長とする。
  - 4 業務執行理事のうち1名を専務理事、10名以下を常務理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により定める。
- 3 監事を選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 一般社団・一般財団法人法第65条第1項各号に規定する者は、役員になることができない。

(役員職務)

第23条 役員は、一般社団・一般財団法人法及びこの定款の定めるところにより職務を行うほか、次の区分に応じ、各号に規定する職務を行う。

- (1) 会長 社員総会及び理事会を招集し、各議長となるほか、必要に応じて設置される委員会の委員長の職務を行う
- (2) 副会長 会長を補佐し、この法人の業務を執行する
- (3) 専務理事 会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を執行する

(4) 常務理事 理事会で議決した業務を執行する

- 2 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第24条 役員任期は、いずれも、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、なお当該役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、いつでも第16条第1項又は第2項に規定する社員総会の決議により、解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を支弁することができる。
- 3 第1項ただし書きに規定する報酬等の支給基準については、その種類、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、社員総会の決議により定めるものとする。

(役員責任の一部免除)

第27条 当法人は、一般社団・一般財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議により免除することができる。

2 当法人は、一般社団・一般財団法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額は、一般社団・一般財団法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(顧問及び相談役)

第28条 当法人に、顧問、相談役若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、社員総会の決議を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、当法人の重要な業務につき、会長の諮問に応ずるほか、理事会に出席して意見を述べることができる。

4 相談役は、当法人の運営方針につき、会長の諮問に応ずる。

5 顧問及び相談役の任期は、委嘱時から2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

## 第5章 理事会

(理事会の設置)

第29条 当法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第30条 理事会は次の事項を決議する。

- (1) 業務執行に関する決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (5) 副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (6) 重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 多額の借財
- (8) 重要な使用人の選任及び解任
- (9) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (10) 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (11) 第27条第1項に規定する役員 of 損害賠償責任の一部免除

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。会長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に欠員又は事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。ただし、当該決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、一般社団・一般財団法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名又は記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。

## 第6章 事務局

(事務局の設置等)

第36条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置し、職員の任免は専務理事が行う。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 会長は、当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書面を作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受け

なければならない。

(事業報告及び決算)

第39条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、第1号、第2号及び第4号記載の各書類については監事の作成した監査報告書を添付して、理事会の承認を得た上で、定時社員総会において承認を受けなければならない。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書
- (2) 事業報告書
- (3) 前各号に関する付属明細書
- (4) 財産目録
- (5) 社員名簿
- (6) 役員名簿
- (7) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (8) 組織運営及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 貸借対照表は、定時社員総会終結後、遅滞なく公告しなければならない。

(剰余金の処分制限)

第40条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする旨の社員総会の決議は無効とする。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第41条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規定による。

(個人情報保護)

第42条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第9章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、第16条第2項に規定する社員総会の決議によらなければ変更することができない。

2 定款に変更があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(合併)

第44条 当法人が合併しようとするときは、一般社団・一般財団法人法第243条で制限されている場合を除き、第16条第2項に規定する社員総会の決議によらなければならない。

(事業の譲渡)

第45条 当法人が、その事業の全部を譲渡しようとするときは、第16条第2項の規定による社員総会の決議によらなければならない。

2 当法人が、その事業の一部を譲渡しようとするときは、第33条に規定する理事会の決議によらなければならない。

(解散)

第46条 当法人は、一般社団・一般財団法人法第148条に掲げる事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 清算をする場合において、当法人の残余財産は、類似の事業を目的とする他の一般社団法人又は一般財団法人に帰属させるものとする。

2 前項に規定する当法人の残余財産を帰属させるべき一般社団法人又は一般財団法人は、第16条第2項に規定する社員総会の決議により決定するものとする。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成21年3月31日までとする。

(設立時役員)

第49条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 野崎正和、木部嘉隆、菊池二二年、丸山藤夫、吉田忠元

設立時代表理事 野崎正和

設立時監事 浦部博、平野晶己

(設立時社員の名称および本店所在地)

第50条 当法人の設立時社員の名称および本店所在地は、次のとおりである。

本店 東京都渋谷区渋谷一丁目6番4号せいこうビル

名称 成豊建設株式会社

本店 東京都武蔵野市御殿山一丁目6番10号

名称 木部建設株式会社

本店 東京都渋谷区笹塚二丁目4番4号

名称 北新建設株式会社

本店 東京都練馬区豊玉北三丁目16番4号

名称 吉田直土木株式会社

本店 東京都武蔵野市吉祥寺東町二丁目17番1号

名称 藤友工業株式会社

本店 横浜市戸塚区品濃町515番地1南の街2-907号

名称 株式会社竹谷工務店

(法令の準拠)

第51条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団・一般財団法人法その他の法令に従う。

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

以上、一般社団法人日本トンネル専門工事業協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成20年12月25日

設立時社員 成豊建設株式会社 代表取締役 野崎 正和 ㊞

設立時社員 木部建設株式会社 代表取締役 木部 信敏 ㊞

設立時社員 北新建設株式会社 代表取締役 菊池 二二年 ㊞

設立時社員 吉田直土木株式会社 代表取締役 吉田 忠元 ㊞

設立時社員 藤友工業株式会社 代表取締役 浦部 博 ㊞

設立時社員 株式会社竹谷工務店 代表取締役 平野 晶己 ㊞